

議会基本条例の取り組み検証（令和4年度）

1. はじめに

本件は、宝塚市議会基本条例第27条第2項に基づき、議会改革の取り組みについての検証を行うものである。

宝塚市議会基本条例
(議会改革検討委員会)

第27条 議会は、議会改革の取り組みを検証し、継続させるため、議会改革検討委員会を置く。

2 議会改革検討委員会は、議会の一般選挙が行われる3か月前までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

3 議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講ずる。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもとでの合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、分権と自治の時代にふさわしい、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展に寄与することを目的とする。

検証の手順としては、今期（平成31年4月30日から令和5年4月29日）に開催された議会改革検討委員会での取り組みと、委員会の取り組み以外に特記すべき事項を列举、整理し、評価を行ったうえで、今後講ずるべき措置について検討を行うものとする。

2. 議会改革検討委員会の取り組みについて

今期の議会改革検討委員会では、令和元年度から令和3年度まで毎年度3つの分科会を設置し、以下の課題について検討、取り組みを行った。

テーマ	関連条文	理念・目的	検討事項	成果・検討結果	評価	講ずるべき措置
議案審査の充実	議会基本条例第8条	議案審査の充実、議会審議における論点情報の効果的な形成	新たな会議運営方法の試行	電子メールによる発言通告や、予算及び決算特別委員会での持ち時間制、事前通告制を試験導入した。	済	新手法の導入により、接触機会を低減して感染防止を図るとともに、より柔軟な議会運営が可能になった。なお、電子メールによる発言通告の導入には、議会ICT化の推進としての側面も含まれている。
			審議の充実のための議案審査日程の見直し	感染症の流行下で、試行ができなかった。	継続検討	
議会BCPの策定	議会基本条例第16条の2	緊急事態発生時の危機管理体制の整備	宝塚市議会BCP（業務継続計画）の策定	令和3年4月21日付で「宝塚市議会BCP（業務継続計画）」を策定。市議会及び市議会議員の役割、具体的な取組内容等を定めた。また、同日付で「宝塚市議会危機対策支援本部設置要綱」を、議会BCPを取り入れた規定へと改定した。	済	当初は、地震・風水害その他の災害への対応を想定した計画だったが、検討期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染症への対応を盛り込んだ計画に変更し、より幅広い事態への対応が可能になった。

議会モニター制度	議会基本条例第20条第2項	市民への広聴活動、議会運営への市民の声の反映	議会モニター制度の導入	「宝塚市議会モニター設置要綱（案）」を作成したが、運用には事務的な負担や、モニター員の選定など、運用上の課題に検討の余地が残る。 WEBアンケートなど時代に即した新たな手法を採用することについても考慮が必要。	継続検討	議会モニター制度には、議会運営の改善に一定の効果が見込まれる。	先進自治体の成功事例視察を参考に制度運用の方向性を決定し、できる限り早期に実現に向けた制度設計を検討していく。
議会ICT化	議会基本条例第20条第1項	多様な広報手段の活用の実現による議会広報の他、情報共有の効率化、職員の業務負担軽減等による効率的な議会運営の推進	本会議場へのPC等情報通信機器の持ち込み	令和4年6月定例会から実施。	済	本会議場へのPC持ち込みや、議場wi-fi整備、資料の電子化により、議会資料のペーパーレス化など効率的な議会運営が進展した。 また、議場への大型モニター整備により、従来、議員が時間と費用（政務活動費）をかけて制作、提示していた資料パネルの代わりに、議員個人のPC等から直接、電子データの明瞭な資料をモニターに提示することが可能になり、これまで以上に伝わりやすい質問が実現できるようになった。	委員会オンライン開催、出席については、議会BCPの手段としての側面と、議会運営や議会の在り方としての側面を区分しつつ、具体化に向けた条例・規則改正の検討を進めていく。 委員会のインターネット中継については、常設に向けた設備整備に向けて検討を進める。
			本会議場のインターネット環境（wi-fi）整備	令和4年3月に整備。	済		
			本会議場への大型可動式説明用モニター設置	令和4年8月に整備。令和4年9月定例会から活用開始。	済		
			議会資料の電子化	議案書や予算書等、各種議会資料の電子化を進め、各議員へのメール配布や、市議会ホームページへの公開を実施した。	一部済		
			議会資料のクラウド化	システム導入及び運用に費用負担が必要。	継続検討		
			委員会のオンライン開催、出席	オンライン運用には「宝塚市議会委員会条例」の改正が必須。 なお、広報広聴委員会については、令和4年2月9日付で「宝塚市議会広報公聴委員会設置要綱」を改正し、オンライン会議システムでの開催を実施している。	継続検討		
			委員会のインターネット中継	臨時的に本会議場で開催している副産物として行われているが、委員会室の会議を常時配信するには、設備の更新が必要。	継続検討		
			AI音声認識による会議録作成	システム導入及び運用に費用負担が必要。	継続検討		
政務活動費マニュアルの見直し	議会基本条例第25条、宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例	政務活動費の適切な用途と透明性の確保	広報費の取扱い	政務活動とそれ以外の活動を区分する基準を定め、記事内容の適不適、氏名やプロフィール写真のサイズ制限、広報誌郵送時の他団体チラシの同封禁止等の基準を、「広報誌（例）」を示すことで、できる限り具体的に明記した。	済	先進自治体の事例や裁判例を研究した令和4年4月1日付マニュアル改定により、より基準が明確になり、適切な政務活動費の執行が可能になった。	引き続き適切な政務活動費の執行に努める。
			人件費の取扱い	雇用対象者、勤務場所の制限を加えるとともに、出勤簿に業務内容を記録するよう見直しを図った。	済		
			その他	支出の可否判断をし易くするために、分散して掲載されていた内容を極力集約するように編集を改めた。	済		

議会費の見直し	—	厳しい本市財政状況への対応	議員報酬の見直し	宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づく1.3%減額に加えて、令和3年5月1日から令和5年4月29日まで自主カット3.7%を実施。	済	議会費の抑制に努めるとともに、議員報酬の自主カット分の一部を議会ICT化の推進の財源とした。	引き続き議会費の抑制に努める。
			政務活動費の見直し	令和3年度から、月額80,000円から76,000円への減額を実施。	済		
			その他	視察旅費や互助会補助金、議会交際費などを、事業推進に支障のない範囲で削減。	済		

3. その他検討すべき事項について

以下は議会改革検討委員会の検討課題ではないが、今期において特徴的な事項等、特に検討すべき項目を列举した。

事項	関連条文	理念・目的	特記事項	評価	講ずべき措置
意見交換会	議会基本条例第4条第6項	協働のまちづくりによる政策立案能力等の強化と政策提案の拡大	「宝塚市議会意見交換会の取扱いに関する規程」第5条では、毎年2回の意見交換会を開催するよう努めることとされているが、感染症の流行下にある今期においては、不特定多数の人が一か所に集まることを回避するため、令和2年度以降、意見交換会を開催していない。	時代に即した新たな手法を用いた開催方法についての検討が必要。	意見交換会は新型コロナウイルス感染症の影響により開催自体ができなかったこともあり、意見交換会と議会報告会双方の在り方の見直し検証も含め、来期の課題とする。
議会報告会	議会基本条例第6条	市政の諸課題に対処するための市民との情報・意見交換	感染症の流行下にある今期においては、従来方式での開催は困難であると判断し、令和2年11月7日以降はオンライン会議システムを活用したオンライン報告会により開催。	オンライン会議システムの活用により、感染症流行下での議会報告会の開催方法を確立するとともに、自宅や遠隔地から報告会への参加が可能になり、より幅広い市民参加が見込まれる。	議会報告会双方の在り方の見直し検証も含め、来期の課題とする。
議員定数	議会基本条例第12条	議会・議員の役割に応じた適切な議員定数の設定	令和4年6月定例会において「議員定数の在り方に関する調査特別委員会」を設置、本市の議員定数についての検証を行った。	議論や研修、市民からの意見聴取を通じて、大きく変化する社会環境の中、市民や地域の課題を市政に反映するための議会と議員の役割、その役割に適した議員定数についての理解が深まった。	調査特別委員会の報告書が提出されたが、ひとつの結論には至っていない。本報告書を踏まえ、引き続き適切な議員定数の検証を行う。
危機管理体制の整備	議会基本条例第16条の2	緊急事態発生時の危機管理体制の整備	新型コロナウイルス感染症の流行への対策として、「宝塚市議会危機対策支援本部会議」を開催。	令和2年3月2日の第1回以降も定期的本部会議を開催し、感染症流行下における会議運営方法や、関係者の感染時対応等について随時見直しを行い、議会における感染症蔓延の回避に努めた。	今なお流行の収束は見通せず、引き続き会議運営方法や感染時対応等の検討を継続する。

4. 総括

今期においては、新型コロナウイルス感染症の流行という不測の事態が、議会改革の取り組みに大きな影響を及ぼした。

宝塚市議会BCPには、当初想定されていなかった感染症への対応が記載されることになり、多数の人が一か所に集まる議会・委員会や、市民との意見交換会・議会報告会、議会モニター制度については、感染防止の観点から、接触機会の低減を図るための手法の模索という新たな課題が浮上した。議会審査日程の見直しや、意見交換会・議会報告会の在り方など、一部の改革案については、十分な検証を行う機会を得ることができず、次期への継続課題とせざるを得なかった。

一方で、この接触機会の低減という新たな課題は、より柔軟な議会運営、議会広報の在り方について考える契機にもなり、電子メールによる発言通告、オンライン会議システムの活用による議会報告会や広報広聴委員会の開催、本会議場での委員会開催の副産物としての委員会のインターネット配信の実施など、議会ICT化の加速を促す一助にもなった。議会ICT化については、本会議場でのPC機器利用や、インターネット環境の整備、議会資料の電子化などにもある程度の進展があったが、電子化した議会資料の本会議場での議員・理事者間の共有や傍聴者への提供、委員会のインターネット中継の常設化など、まだまだ取り組むべき課題も多い。

新型コロナウイルス感染症の流行は、現時点でもなお完全な収束の兆しが見えていない。今後、感染症の再拡大や大規模災害が発生しないとも限らず、緊急時にも議会機能を維持するためには、オンライン委員会の具体化など、新たな取り組みの検討が必要である。また、いずれ流行に収束が訪れるとしても、今期取り入れた感染症対策の取り組みの中には、議会運営の効率化・柔軟化に有用なものもあり、次期以降に改めて、継続・取りやめについて検討するべきである。